

後期高齢者医療制度のお知らせ

窓口負担割合の見直しに伴う 保険証(被保険者証)の一斉更新について

新しい保険証は橙色です

■保険証が新しくなります(黄色→橙色)

現在使用の黄色の保険証の有効期限が9月30日をもって満了となるため、10月以降は使用できなくなります。

9月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら橙色の保険証を使用ください。
10月以降の窓口負担割合が引き続き1割または3割の方も、保険証が新しくなります。

新しい保険証の有効期限は、令和5年7月31日です。

減額認定証および限度証は10月以降も使用できます。

※現在使用の水色の減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、限度証(限度額適用認定証)は有効期限が令和5年7月31日までのため、そのままお使いください。

■一定以上の所得のある後期高齢者医療被保険者の医療費窓口負担割合が変わります

10月1日から一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%です。

(1)窓口負担割合が2割となる方は、以下の項目にすべて該当する方です

- 住民税課税世帯で、3割負担(現役並み所得者)ではない
- 同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる
- 年金収入+その他の合計所得金額が、
 - ・被保険者が1人の世帯の場合、200万円以上
 - ・被保険者が2人以上の世帯の場合、合計320万円以上

(2)窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

10月1日の施行後3年間(令和7年9月診療分まで)は、窓口負担割合が2割負担に変更となる方には、1ヵ月の外来医療の上限を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外です)。

配慮措置の適用で払い戻しとなる方は高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

なお、2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、法律の施行時期に申請書を郵送します。申請書がお手元に届いたら、申請書の記載内容に沿って、口座の登録をしてください。